

富山県光熱費等高騰対策緊急支援事業費補助金（介護追加分） Q&A

【令和7年2月28日現在】

No	申請区分	分類	Q	A
1	共通	対象施設・サービス	令和7年3月2日以降に開業した施設は対象となるか。	令和7年3月1日を基準としているため、対象外となります。
2	共通	対象施設・サービス	令和7年3月2日以降に廃止（又はサービス全体を休止）した事業所は対象となるか。	補助金を申請する時点において廃止又はサービス全体を休止している場合は、対象外となります。
3	共通	申請者	事業承継により運営法人が変更となり、新しい法人が令和7年3月2日以降に指定を受けサービス提供を開始しているが、対象となるか。	対象となります。現在の運営法人が申請可能です。
4	共通	申請単位	法人で複数のサービスを提供している場合、どのように申請すればよいか。事業所単位で申請するのか。	事業所ごとではなく、法人等でまとめて申請してください。
5	共通	申請者	施設・サービスを廃止する予定であるが、対象となるか。	本補助金は事業を継続することを前提とし、そのための支援を行うものであり、廃止届を提出済みの場合など今後施設・サービスを廃止する予定がある場合は対象外となります。
6	入所系	対象施設・サービス	短期入所生活介護で、空床型が補助対象とならないのはなぜか。	空床型は本体施設の空きベッドを使用しており、本体施設の定員として補助対象となるため、短期入所生活介護の空床型は対象外としております。
7	入所系	申請単位	1施設で介護老人福祉施設（従来型）及び介護老人福祉施設（ユニット型）の2つの指定を受けている場合、どちらも申請できるのか。	指定を受けている事業所番号ごとにそれぞれ申請できます。なお、同一法人であれば、法人でまとめて申請してください。
8	入所系	定員	認知症対応型共同生活介護で短期利用共同生活介護を行っているが、対象となるか。	対象外となります。
9	入所系	定員	サービス付き高齢者向け住宅の定員の分かる資料とはどのようなものか。	重要事項説明書やパンフレットなど、各住戸の定員が記載された資料の写しを添付してください。
10	入所系 通所系	定員	令和7年3月1日時点でサービスの一部を休止しているが、定員の考え方はどうなるのか。	令和7年3月1日時点で受入れを行っていない定員については、その分は対象となりませんので、除外して申請をお願いします。
11	入所系 通所系	食材料費	入所者、入居者又は利用者に対し食事を提供していることが分かる資料とはどのようなものか。	運営規程や重要事項説明書など、食費の金額が明記された資料の写しを添付してください。なお、入所者、入居者又は利用者に対し食事を提供しておらず、食材料費分の補助金の交付を申請しない場合は、提出を不要とします。

No	申請区分	分類	Q	A
12	入所系 通所系	食材料費	有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、（介護予防）認知症対応型通所介護事業所の場合だけ、食事を提供していることが分かる資料を提出する必要があるのはなぜか。	これらの施設・事業所では食事の提供が必須ではないことから、入所者、入居者又は利用者に対し食事を提供していることを確認できる施設・事業所のみを、食材料費の支援対象としております。
13	入所系 通所系	食材料費	朝食・昼食・夕食は提供しておらず、おやつ・間食のみ提供している場合は、食材料費の支援の対象となるか。	対象外となります。
14	通所系	サービス種別 の変更	令和7年3月2日以降に通所介護から地域密着型通所介護にサービス指定を変更したが、どちらのサービスで申請すればよいか。	申請する時点のサービス種別での申請となりますので、地域密着型通所介護で申請してください。
15	通所系	定員	通所介護等の定員の考え方について。	通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護の定員とは、当該事業所において同時にサービスを受けることができる利用者数の上限（利用定員）のことです。
16	通所系	定員	（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の定員の考え方について。	（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の定員とは、当該事業所に登録できる利用者数（登録定員）のことです。
17	通所系	共生型	通所系の共生型サービスについては、介護分又は障害分のどちらで申請すればよいか。	通所系の共生型サービスについては、障害福祉サービスの定員についても介護分に含めて申請してください。障害分で申請しても対象外となります。
18	訪問系	共生型	訪問系の共生型サービスについては、介護分又は障害分のどちらで申請すればよいか。	訪問系の共生型サービスについては、介護保険サービス分は介護分に、障害福祉サービス分は障害分にそれぞれ申請してください。
19	訪問系	対象施設・サービス	訪問看護のみなし指定が補助対象とならないのはなぜか。	訪問看護をのみなし指定で行う病院、診療所については、県において別途支援制度を準備しておりますので、対象外としております。
20	通所系 訪問系	対象施設・サービス	通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションが補助対象とならないのはなぜか。	通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションについては、老健や保険医療機関等の一部で運営されており、本体施設に対し支援金の補助を行っているため、対象外としております。